

# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）  
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

## 環境センターで 処理できないもの

環境センターでは次のようなものは処分することができません。専門業者か処理業者に処理を委託してください。

- ・家電リサイクル法該当品（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）
- ・パソコン（PCマークのついていないもの）
- ・農業用資材（マルチシートやビニールハウスの資材、肥料袋、農薬のびんや袋、葉散ホース、防風ネット、田の波板など）
- ・草刈機の刃
- ・産業廃棄物と認定されているもの
- ・廃油
- ・れんが、石、土、コンクリートなど
- ・金庫
- ・自動車、バイクの本体と部品

- ・バッテリー
  - ・エンジン
  - ・タイヤ
  - ・塩化ビニール製品（塩ビ管、雨どいなど）
  - ・消火器
  - ・プロパンガスボンベ
- ※カセットガスボンベは出せませんが、中身を完全に抜いてください。
- ・ワイヤーやロープ
- ※家庭用のロープは出せますが20cm程度に切ってください。
- ・漁網
  - ・モーター
  - ・パレット
  - ・石こうボード
  - ・浴槽
  - ・断熱材
- 

## プラスチック収集場から お願い

皆さまのご家庭から出されたプラスチックごみは、町営プラスチック収集場で容器包装プラスチック、硬質プラスチック、発泡系プラスチック、その他のプラスチックごみに手作業で分別しています。これらは、プラスチックごみを資源としてリサイクルするために行っています。プラスチックごみを出すときは、次のことに注意してください。

- **二重袋で出さない**  
プラスチックごみ専用袋に入れるとき、レジ袋などにプラスチックごみを入れない。
- **汚れのひどいものを出さない**  
洗ってもきれいにならないものは、燃えないごみとして出す。
- **プラスチックごみ以外のもの、危険なものを出さない**  
かみそりや注射器、ライターなどを出さない。
- **カップ麺の容器は紙製のものが増えているので注意する。**

## 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、資源の循環を定めた法律で、スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器・紙製容器包装・プラスチック製容器包装などを収集の対象品としています。有田川町では、プラスチック製容器包装の処分を容器包装リサイクル協会へ委託しています。

リサイクルされたプラスチックは、運送用パレットやプラスチック杭などの再生資源利用製品の原料や高炉の還元剤などに利用されています。

## 家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和3年（2021年）10月／約290トン  
前月から約4トンの増加

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。